

労審発第 1235 号

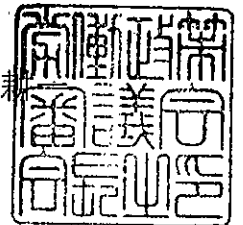
令和 2 年 11 月 20 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕



令和 2 年 11 月 19 日付け厚生労働省発職 1119 第 4 号をもって諮問のあった「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）及び押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年11月20日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

障害者雇用分科会

分科会長 阿部 正浩

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）及び押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正関係）」について

令和2年11月19日付け厚生労働省発職1119第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。